

職場のトラブル ご相談を!!



セクハラ・
パワハラ

その他の
労働問題

退職・解雇

労働条件
変更

賃金問題

「相談」は

総合労働相談所

経験豊かな社労士が無料・秘密厳守でご相談に応じます。

「話し合いに
よる解決」は



法務大臣認証第60号、厚生労働大臣指定第21号

社労士会労働紛争解決センター岐阜

会社と従業員の双方のお話を伺い、円満な解決策をご提案します。

お問い合わせは

058-272-2470

総合労働相談所・社労士会労働紛争解決センター岐阜 **共通ダイヤル** 岐阜県社会保険労務士会

検索



岐阜県社会保険労務士会

解決率は約8割と高く、他の機関と比較して高い実績を残しています。

あっせんの対象となる事項

労働条件の切下げ(賃金、一時金、退職金、労働時間、休日・休暇など)、解雇、配転出向、懲戒処分、パワハラ・セクハラなど

具体的な事例

- 突然、解雇されると言われたが、納得できない
 - 何の説明もなく、賃金を大幅にカットされた
 - 上司からのパワーハラスメントに耐えられない など
- ※県内事業所の労働者はもちろん、事業主からも申請いただけます。



労働トラブル発生



予約・お問い合わせ・電話相談



0570-064-794 または **058-272-2470**

全国共通ナビダイヤル

岐阜県社会保険労務士会直通



「相談」を希望

総合労働相談所

社会保険労務士がご相談に応じます。
対面相談・電話相談どちらも可
(相談無料、秘密厳守)

社労士による
あっせん
制度です



「話し合いによる解決」
を希望

社労士会労働紛争解決センター岐阜

申立費用は無料です。

(平成29年4月～平成31年3月までの限定措置です)

※「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証および社会保険労務士法による厚生労働大臣の指定を受けています。

岐阜県社労士会事務局



岐阜県社会保険労務士会

所在地 〒500-8382 岐阜市藪田東2-11-11
電話 058-272-2470 FAX 058-272-2910
Eメール office@gifu-syarousi.or.jp
ホームページ <http://www.gifu-syarousi.or.jp/>